

被災者生活再建支援制度

自然災害によって生活基盤となる住宅に著しい被害を受けた地域において、被災住民が可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域コミュニティの崩壊を防止し、もって地域の維持発展を図るため、被災住民に対して支援金を交付するものです。

1. 対象災害

下記(1)～(2)のいずれかに該当する被害が発生し、都道府県が当該制度の適用を公示した自然災害

- (1) 県内で5世帯以上の住宅に全壊被害が発生したとき。
- (2) その他町長と知事の協議により特に被災住民の早期の生活再建が必要と認めるとき。

2. 対象世帯

下記(1)～(5)のいずれかの被害を受けた世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅を解体した世帯
- (3) 住宅が大規模半壊した世帯
- (4) 住宅が半壊した世帯
- (5) 住宅が床上浸水した世帯

3. 支給額

(1) 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）（単位：千円）

支援金の種類	世帯構成	住宅の被害の程度				
		全壊	解体	大規模半壊	半壊	床上浸水
基礎支援金	複数世帯	1,000	1,000	500	350	250
	単数世帯	750	750	375	262	187

(2) 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）（単位：千円）

支援金の種類	世帯構成	住宅の再建方法					
		建設・購入	全壊・解体・大規模半壊の場合	補修半壊の場合	床上浸水の場合	賃借（公営住宅を除く。）	床上浸水の場合
加算支援金	複数世帯	2,000	1,000	750	250	500	250
	単数世帯	1,500	750	562	187	375	187

- 注 1 複数世帯とは、住宅の被災時において、その世帯に属する者の数が2以上である世帯をいう。
2 単数世帯とは、住宅の被災時において、その世帯に属する者の数が1である世帯をいう。

4. 申請書類

- (1) 申請書
- (2) リ災証明書
- (3) 住民票謄本
- (4) 住宅解体した場合には解体したことが確認できる書類
- (5) 住宅を建設、購入、補修もしくは賃借することが確認できる書類
- (6) 預金通帳の写し
- (7) その他町長が必要とする書類

5. 申請期間

基礎支援金・・・被災した日から13ヶ月が経過する日の属する月の末日まで

加算支援金・・・被災した日から37ヶ月が経過する日の属する月の末日まで

6. 受付窓口

危機管理対策室（愛知川庁舎）TEL：0749-42-7655

7. その他

平成28年7月25日から、当支援制度を創設したことに伴い「愛荘町り災見舞金交付内規による支給（平成18年2月13日告示第6号）」は、廃止しました。

※申請にあたっては、内閣府により規定された住宅における被害状況調査等により、支給対象要件を満たしているか判定することとなります。そのため、申請により必ずしも本制度に該当するとは限りませんので、ご注意ください。

(参考)

・内閣府ホームページ「被災者生活再建支援法」